

★ News **都道府県別**
令和6年度『最低賃金』・愛知県 1,077円(時間額)に

令和6年10月～

令和6年度の都道府県別最低賃金が、47都道府県の地方審議会で定められ、10月以降、順次適用されます。物価高騰を背景に、全国平均を現在の時間額1,004円から50円引き上げ、時間額1,054円とする中央最低賃金審議会の「目安額」に沿って、全国の平均額は時給1,055円、引き上げ幅は51円増で過去最大。徳島県の84円増の980円をはじめ、27県で国の目安額を上回る大幅引き上げとなりました。最低賃金は、全ての労働者に適用される時間額の下限額で、賃金格差解消の一方、地域格差も大きく中小企業の負担増による影響が懸念されています。

■ **令和6年度・最低賃金【時間額】** (抜粋) 単位：円

都道府県	引上額	改定後	発効予定年月日
愛知	50	1,077	令和6年10月1日
東京	50	1,163	令和6年10月1日
神奈川	50	1,162	令和6年10月1日
埼玉	50	1,078	令和6年10月1日
静岡	50	1,034	令和6年10月1日
岐阜	51	1,001	令和6年10月1日
三重	50	1,023	令和6年10月1日
大阪	50	1,114	令和6年10月1日
沖縄	56	952	令和6年10月9日

【最低賃金とは】

- 使用者が労働者に支払わなければならない最低限の時間額
- 職種・年齢、パート・アルバイト・嘱託など雇用形態の別なく、その都道府県内の事業所で働く全ての労働者に適用
- 対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金。臨時の賃金(賞与・割増賃金・精皆勤手当・通勤手当・家族手当など)は最低賃金額に算入しない。
- 違反には、労働基準監督署の調査・是正勧告のほか罰則が定められています。

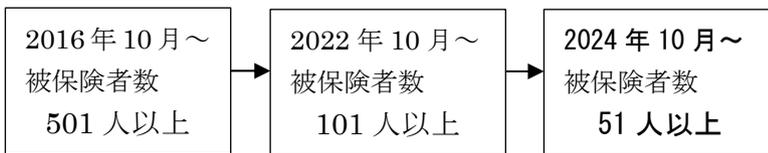
※ 他県の改定額、発効年月日など詳しくは、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

★ News **短時間労働者の社会保険加入 → 加入義務化・拡大へ**

令和6年10月～

年金制度改正法等の施行により、企業などで働く従業員が加入対象となる「社会保険」(健康保険や厚生年金保険)について、パート・アルバイトなど短時間労働者の加入要件が段階的に拡大され、令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の事業所で働く短時間労働者の、社会保険の加入が義務化されます。

【短時間労働者が社保加入対象となる企業・拡大の流れ】



【加入対象の短時間労働者とは】

- 次の全ての条件に該当する人
 - ・週の所定労働時間が20時間以上
 - ・所定内賃金が月額8.8万円以上
 - ・2ヶ月を超える雇用の見込みがある
 - ・学生ではない
- ※所定労働時間＝就業規則や雇用契約で定められた始業から就業までの労働時間から休憩時間を差し引いた時間

★ Memo **「ふるさと納税」の見直しについて**

総務省は、昨年度ふるさと納税の寄附額は1兆円を超え、寄附件数ともに過去最高となったと発表。適正な運用を図るためとして、食品産地の表示、製造地、地域との関連性など指定基準が改正され、令和6年10月1日から適用されます。
 なお、ポイントを付与するポータルサイトを通じた寄附募集の禁止は、令和7年10月から適用されます。

〒462-0844

名古屋市中区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063